

令和6年度野々市市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

障害のある人が、就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害のある人の雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害のある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが求められる。

本市では、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）に規定する障害者就労施設等（以下「障害者就労施設等」という。）から調達するよう努め、また、法第9条の規定に基づき、その調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 調達方針

(1) 調達の推進を図る組織

本市の全ての組織とする。

(2) 調達の対象となる障害者就労施設等

法第2条第4項で定める障害者就労施設等とし、1か所の障害者就労施設等では調達が困難な場合は、共同受注窓口を活用する。（別紙参照）

(3) 調達の対象となる物品等

調達の対象となる障害者就労施設等が受注可能な全ての物品等とする。

(4) 物品等の調達目標

予算の適正な執行に留意しつつ、本市が達成すべき優先調達の目標を3,200,000円以上とする。

3 物品等の調達の推進方法

本市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 物品等の調達の推進に必要な情報の提供

障害福祉担当課は、本市の全ての組織に対し、障害者就労施設等が供給する物品等の内容等、物品等の調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう努める。

4 その他

(1) この方針は、その目的の推進に資するよう、必要に応じて見直しを行う。

(2) この方針を見直したときは、本市ホームページ等により公表する。

(3) この方針に基づく物品等の調達実績については翌年度の6月末日までに取りまとめ、遅滞なく本市ホームページ等により公表する。

(4) この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉総務課とする。

【障害者就労施設等】

障 害 者 就 労 施 設	就労継続支援A型・B型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する機関をいう。	
特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。	
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。	
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。	
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。	